
QA8-15 加工した食品に、基準値はどのように適用されるのですか。調理に使う「木炭」や「薪」には、基準値があるのですか。

A

- ① 加工食品には、原材料、製造時、加工後の各状態で、一般食品の基準値 1 キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg) が適用されます。
- ② 木炭や薪などについては、これまでの研究から、放射性セシウムの大部分は食品に移行せず、約 9 割が燃焼灰にとどまることが分かっています。
- ③ そのため、燃焼灰は一般廃棄物の基準値 1 キログラム当たり 8,000 ベクレル (Bq/kg) 以下となるように、灰になる割合から逆算して、木炭 1 キログラム当たり 280 ベクレル (Bq/kg)、薪 1 キログラム当たり 40 ベクレル (Bq/kg) という当面の指標値を定め管理しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 68 ページ「食品区分について【参考】」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第 10 版) より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日